

八幡平市地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩手県ふるさと振興総合戦略及び八幡平市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学（大学院を含む。以下同じ。）を卒業（大学院の修了を含む。以下同じ。）した者の市内への移住を伴う岩手県内における就職を支援するため、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領（平成31年4月1日付け定雇第48号岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室長通知）に基づき岩手県と共同して行ういわて暮らし応援事業において、東京圏の大学を卒業して、市内に移住する見込みの者が要件を満たす場合に、予算の範囲内で八幡平市地方就職支援金（以下「就職支援金」という。）を交付することについて、八幡平市補助金等交付規則（平成17年八幡平市規則第68号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(就職支援金の交付対象経費)

第2条 就職支援金の交付の対象となる経費は、岩手県に所在する法人等に就職するために要した経費とし、大学を卒業する日の属する年度（以下「卒業年度」という。）の6月1日以後に行われた採用面接（複数の法人等が合同で行う面接会を除く。）及び採用試験に要した往復の交通費（以下「交通費」という。）並びに市内へ移住したことに要した移転費（以下「移転費」という。）とする。ただし、法人等から交通費又は移転費と同様の支給が行われている場合は除く。

(就職支援金の交付額)

第3条 就職支援金の交付の額は、次のとおりとする。

- (1) 交通費は、2分の1以内の額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1回15,200円を上限とする。
- (2) 移転費は、1回108,000円を上限とする。

2 この要綱による交通費及び移転費に係る就職支援金の交付は、1人当たりそれぞれ1回限りとする。

(就職支援金の交付対象者)

第4条 就職支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件は、次のとおりとする。

ア 移住元に関する要件は、次の全てに該当するものとする。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）を除く。）のキャンパスに在学（原則として4年以上）し、当該大学を卒業してい

る（交通費については卒業する見込みも含む）。

（イ） 大学の卒業年度において、東京圏に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件は、次の全てに該当するものとする。

（ア） 勤務地が岩手県内に所在する法人等に就職することが内定していること。

（イ） 大学を卒業した後に（ア）の法人等に就職し、市内に移住する意思を有していること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ア） 暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ） 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ） その他市長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

（２） 就業に関する要件は次のとおりとする。

ア 就業先に関する要件は、次の全てに該当するものとする。

（ア） 勤務地が岩手県内に所在すること。

（イ） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業でないこと。

（ウ） 暴力団等の反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

（エ） 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。ただし、交通費についてはこの限りでない。

（オ） 交付対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

イ 就業の条件等に関する要件は、次の全てに該当するものとする。

（ア） 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

（イ） 勤務地を岩手県内に限定して採用される予定であること。

（就職支援金の交付申請）

第5条 就職支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、就業年度の2月14日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業年度の2月14日までに提出するものとする。

（１） 八幡平市地方就職支援金交付申請書（様式第1号）

（２） 就業証明書（様式第2号）

（３） 在学証明書

（４） 交付対象経費となる交通費又は移転費の領収書

（５） 申請者の本人確認書類の写し

2 市長は、前項各号に掲げる書類以外の書類であっても必要と認めるときは、申請者に提出させることができる。

（就職支援金の請求）

第6条 就職支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに、八幡平市地方就職支援金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（調査等）

第7条 市長は、就職支援金事業の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求めることができる。

2 交付決定者は、岩手県の職員が行う調査等に応じなければならない。

（就職支援金の返還）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、交付した就職支援金の全額又は半額を返還させるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（1） 全額の返還 次に掲げる場合

ア 虚偽の申請であること、居住又は就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 就職支援金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）から1年以内に第4条第2号アに規定する要件を満たす法人等への就業を行わなかった場合

ウ 申請日から1年以内に市内に転入しなかった場合。ただし、申請日において既に市内に住民登録がある場合を除く。

エ 就職した日から1年以内に第4条第2号アに規定する要件を満たす法人等を退職した場合。ただし、退職した日から3カ月以内に岩手県内の法人等に就職する場合を除く。

オ 市内に転入した日から3年未満に市外に転出した場合

（2） 半額の返還 市内に転入した日から3年以上5年以内に市外に転出した場合
（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

附則

この告示は、令和7年9月1日から施行し、改正後の八幡平市地方就職支援金交付要綱の規定は令和7年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

八幡平市長

様

八幡平市地方就職支援金交付申請書

八幡平市地方就職支援金の交付を受けたいので、八幡平市地方就職支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請者

フリガナ			生年月日	
氏名			年 月 日	
住所	〒	電話番号		
メールアドレス				
大学（又は大学院）・学部				

2 就職活動訪問先

訪問先	法人名			
	所在地			
	会場住所			
面接又は試験日	年 月 日			
就業開始日	年 月 日 ※在学中に交通費の申請を行う場合は「内定日」を記載する			

3 移動経路（往復）（交通費の申請を行う場合のみ記載）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

※1 費用等の詳細については、別途領収書等で確認するため、併せてご提出ください。

4 移転内容（移転費の申請を行う場合のみ記載）

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用※1

※2 費用等の詳細については、別途領収書等で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 八幡平市に元からある（移動させていない）※2	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※2	

※3 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

6 他の交通費支援制度の申請状況

2に記載した内定した法人等の面接又は試験日の往復交通費に係る、就職先法人等、地方公共団体又は公益財団法人ふるさとといわて定住財団の交通費支給についてチェックをお願いします。

制度	受給状況	
就職先法人等の交通費支援	☐ 受給済み又は受給見込み	☐ 受給しない
地方自治体の交通費支援	☐ 受給済み又は受給見込み	☐ 受給しない
ふるさとといわて定住財団の交通費支援	☐ 受給済み又は受給見込み	☐ 受給しない

7 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※3

別紙1「八幡平市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「岩手県地方就職学生支援事業に係る個人情報取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、八幡平市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない

※4 各種確認事項のB.に○を付けた場合は、八幡平市地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード（岩手県及び八幡平市使用欄）	
---------------------	--

（別紙1）

八幡平市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岩手県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、岩手県及び八幡平市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、八幡平市地方就職支援金交付要綱及びいわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領に基づき、八幡平市地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）就職支援金の申請日から1年以内に八幡平市地方就職支援金交付要綱第4条第2号アに規定する要件を満たす法人等への就業を行わなかった場合：全額
 - （3）就職支援金の申請日から1年以内に八幡平市に転入しなかった場合：全額
 - （4）八幡平市地方就職支援金交付要綱第4条第2号アに規定する要件を満たす法人等を就職から1年以内に退職した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の法人等に就職する場合を除く）：全額
 - （5）転入日から3年未満に八幡平市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - （6）転入日から3年以上5年以内に八幡平市以外の市区町村に転出した場合：半額

（別紙2）

岩手県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

岩手県及び八幡平市は、岩手県地方就職学生支援事業及び八幡平市地方就職支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、岩手県及び八幡平市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

八幡平市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（地方就職支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

また、内定者又は勤務者の勤務状況などの情報を八幡平市及び岩手県の求めに応じ提供することについて、内定者又は勤務者の同意を得ています。

記

内定者又は 勤務者名	
内定者又は 勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
内定年月日	年 月 日
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取 締約などの経営を担う 者との関係	
移住先地域内での 就業の有無	☐ 岩手県内の事業所に就業している（予定も含む）
対象経費の支援	☐ 就職活動等のための交通費又は就業に伴う移転費を支給していない ☐ 交通費又は移転費を支給している 交通費 円 移転費 円

年 月 日

八幡平市長

様

住 所

氏 名

印

八幡平市地方就職支援金交付請求書

年 月 日付け八幡平市指令 第 号で交付決定の通知があった標記支援金について、次のとおり支援金の交付を請求します。

1 支援金交付請求額 円

支援金交付決定額 円

2 振込先口座 金融機関名 _____

支店名 _____

預金種別 普通 ・ 当座

口座番号 No. _____

フリガナ
口座名義 _____

※申請者本人名義の口座に限ります。